

学校給食における冷凍ミカンの物資代金の取扱いについて

1 冷凍ミカン使用中止の経緯

平成 24 年 5 月 10 日から、神奈川県産の冷凍ミカンを 5～7 月の各月一度ずつ、各学校の給食で使用する予定でしたが、一定の放射線量が検出されたことから、給食での提供は控えることを決定したものです。

2 物資代金の取扱い

冷凍ミカンは 5～7 月の 3 か月で、各学校で月一度ずつ使用する予定であったため、合計で約 60 万個が確保済みとなっていました。

冷凍ミカンの使用中止に伴い、物資代金として、当初、支払う予定であった 33,804,604 円のうち、調達に伴う実費相当額 27,107,416 円については、市が負担をすることとしました。

具体的には、

- ・物資納入業者が製造業者からの仕入に要した経費
- ・入庫から出庫までの管理に要した経費（冷凍倉庫使用料等）

等を支払の対象としました。

3 支払代金の財源

学校給食費調整基金を取り崩して、業者への支払代金に充てることとします。

なお、納入業者へは支払金額が確定次第、速やかに代金を支払う必要があったため、今年度の給食費から一旦支出しました。

基金の取り崩しについては、通年分の学校給食費の執行状況の整理と合わせ、年度最後の 2 月補正で予算措置を行います。